

香川県条例第27号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 (職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(この条例の目的等)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u>及び第57条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>(給料表等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第16条の3及び附則第2項に規定する職員以外の全ての職員に適用する。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、各給料表ごとに<u>等級別基準職務表(別表第6)</u>に定めるとおりとし、<u>同表に定める基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるも</u></p>	<p>(この条例の目的等)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u>及び第57条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>(給料表等)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 行政職給料表(別表第1)</p> <p>(2) 公安職給料表(別表第2)</p> <p>(3) 研究職給料表(別表第3)</p> <p>(4) 医療職給料表(別表第4)</p> <p>ア 医療職給料表(一)</p> <p>イ 医療職給料表(二)</p> <p>ウ 医療職給料表(三)</p> <p>(5) 大学教育職給料表(別表第5)</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第16条の3及び附則第2項に規定する職員以外の<u>すべての</u>職員に適用する。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>標準的な職務の内容は、人事委員会</u>が定める。</p>

のとする。

第3条の2 大学教育職給料表の4級の職を占める職員で香川県立保健医療大学の学長の職にあるものの給料月額は、前条及び第4条の規定にかかわらず、86万円を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。

第3条の3 行政職給料表の9級の職を占める職員で審議監の職にあるものの給料月額は、第3条及び次条の規定にかかわらず、558,300円を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。

(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準)

第4条 略

2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、等級別基準職務表及び人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

3～5 略

6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

7～12 略

別表第5 (第3条関係)

略

別表第6 (第3条関係)

等級別基準職務表

ア 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事又は技師の職務
2級	主任主事又は主任技師の職務
3級	主任の職務
4級	1 副主幹の職務

第3条の2 大学教育職給料表の4級の職を占める職員で香川県立保健医療大学の学長の職にあるものの給料月額は、前条及び次条の規定にかかわらず、86万円を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。

(級別定数及び初任給、昇格、昇給の基準)

第4条 略

2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

3～5 略

6 職員 (前条の規定の適用を受ける職員を除く。) の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

7～12 略

別表第5 (第3条関係)

略

	2 困難な業務を処理する主任の職務
5級	1 課長補佐の職務 2 困難な業務を処理する副主幹の職務
6級	副課長の職務
7級	本庁の課長の職務
8級	本庁の次長の職務
9級	審議監又は本庁の部長の職務

イ 公安職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務
2級	専門員の職務
3級	1 主任の職務 2 困難な業務を処理する専門員の職務
4級	1 専門官の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
5級	1 課長補佐の職務 2 主任専門官の職務
6級	1 次長又は困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 上席専門官の職務
7級	1 室長の職務 2 管理官の職務 3 調査官の職務
8級	1 参事官の職務 2 警察本部の課長の職務
9級	警察本部の部長の職務

ウ 研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	技師の職務
2級	1 試験研究機関の主任研究員の職務 2 主任技師の職務 3 相当の知識経験に基づき研究を行う技師の職務
3級	1 試験研究機関の主席研究員の職務 2 試験研究機関の困難な業務を処理する主任研究員の職務

	職務
4級	試験研究機関の副場長の職務
5級	試験研究機関の長の職務

エ 医療職給料表(一)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	技師の職務
2級	1 課長補佐の職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う技師の職務
3級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務
4級	1 本庁の部長の職務 2 本庁の次長の職務 3 本庁の困難な業務を処理する課長の職務

オ 医療職給料表(二)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	技師の職務
2級	高度の技術又は経験を必要とする技師の職務
3級	1 主任の職務 2 主任技師の職務
4級	困難な業務を処理する主任の職務
5級	1 副主幹の職務 2 特に困難な業務を処理する主任の職務
6級	1 主幹の職務 2 小豆総合事務所の課長、保健福祉事務所の課長、食肉衛生検査所の課長又は家畜保健衛生所の課長の職務 3 困難な業務を処理する副主幹の職務
7級	食肉衛生検査所の所長又は家畜保健衛生所の所長の職務
8級	困難な業務を処理するものとして人事委員会規則で定める7級の項に掲げる職務

カ 医療職給料表(三)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	技師の職務

2級	1 主任技師（第4条第12項に規定する再任用職員が占める職に限る。）の職務 2 相当の技術又は経験を必要とする技師の職務
3級	主任技師（2級の項の1に掲げる職を除く。）の職務
4級	主任の職務
5級	1 小豆総合事務所の課長又は保健福祉事務所の課長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務
6級	主幹の職務
7級	困難な業務を処理するものとして人事委員会規則で定める6級の項に掲げる職務

キ 大学教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	助教又は助手の職務
2級	講師の職務
3級	准教授の職務
4級	学長又は教授の職務

（職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年香川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降給の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに職員の失職の例外に関し規定することを目的とする。</u></p> <p><u>（降給の種類）</u></p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに職員の失職の例外に関し規定することを目的とする。</p>

変更することをいう。以下同じ。)とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。（ア及びイに掲げる場合を除く。）

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第5条 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

2 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

2 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員

を降任し若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は第3条第1号イに該当するものとして職員を降格する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

(休職の効果)

第6条 略

2 略

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第7条 略

(失職の例外)

第8条 任命権者は、公務遂行中の交通事故により、禁錮以上の刑に処せられその執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとするができる。

2 略

第9条 略

を降任し若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

(休職の効果)

第3条 略

2 略

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所にけい属する間とする。

第4条 略

(失職の例外)

第5条 任命権者は、公務遂行中の交通事故により、禁錮以上の刑に処せられその執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとするができる。

2 略

第6条 略

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p>

第5条 略

- 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）以外の全ての職員に適用する。
- 3 職員の職務は、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準は、各給料表ごとに等級別基準職務表（別表第3）に定めるとおりとする。

（職員の職務の級ごとの定数）

第6条 略

- 2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、等級別基準職務表及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定する。

別表第2（第5条関係）
略

別表第3（第5条関係）

等級別基準職務表

1 高等学校等教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務
2級	1 高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 2 困難な業務を処理する実習助手又は寄宿舍指導員の職務
特2級	高等学校の主幹教諭の職務
3級	高等学校又は特別支援学校の教頭の職務
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 高等学校等教育職給料表（別表第1）
- (2) 中学校及び小学校教育職給料表（別表第2）

- 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、臨時に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）以外のすべての職員に適用する。
- 3 職員の職務は、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準は、任命権者が人事委員会に協議して定める。

（職員の職務の級ごとの定数）

第6条 略

- 2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従い決定する。

別表第2（第5条関係）
略

2 中学校及び小学校教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特2級	中学校又は小学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
3級	中学校又は小学校の副校長又は教頭の職務
4級	中学校又は小学校の校長の職務

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年香川県条例第25号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p>

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項を定めるものとする。</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第2条に規定する職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第2条に規定する職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇に関する事項を定めるものとする。</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月末までに、知事に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p>

2 略

(1) 略

(2) 職員の人事評価の状況

(3)～(6) 略

(7) 職員の退職管理の状況

(8) 職員の研修の状況

(9)・(10) 略

2 前項の規定により任命権者が報告すべき事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用の状況

(2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(3) 職員の休業の状況

(4) 職員の分限及び懲戒の状況

(5) 職員のサービスの状況

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

(8) その他職員に係る人事行政の運営に関する事項で知事が必要と認めるもの

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。